

公益財団法人群馬県農業公社評議員、理事及び監事への報酬等並びに費用に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県農業公社（以下「公社」という。）定款第17条及び第36条の規定に基づき、評議員、理事及び監事への報酬等の支給並びに費用の支払いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 理事及び監事とは、定款第30条に基づき置かれる者をいう。
- (2) 常勤とは、当公社を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤とは、常勤以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、通勤手当、期末手当その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 公社は、理事長が理事会の承認を得て、評議員、理事及び監事の職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 評議員には、定款第17条に定める金額の範囲内において、評議員会等への出席の都度、日額報酬として1日当たり5,000円を支給する。
- 3 常勤の理事には、月額報酬を支給することができる。非常勤の理事及び監事には、理事会、監事監査等への出席の都度、日額報酬として1日当たり5,000円を支給する。ただし、同一日に2以上の会議に出席した場合は重複して支給しない。
- 4 常勤の理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給することができる。
- 5 常勤の理事には、毎年6月及び12月に期末手当を支給することができる。
- 6 評議員、理事及び監事には、退職手当を支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 常勤の理事に対する月額報酬は、別表第1のとおりとする。

- 2 常勤の理事に対する通勤手当は、職員給与規程の適用を受ける職員の例による。
- 3 常勤の理事に対する期末手当は、それぞれ6月1日及び12月1日に在職する常勤の理事について支給するものとし、月額報酬として支給する額に、職員給与規程の適用を受ける職員の期末手当及び勤勉手当の支給割合を乗じた額とする。

ただし、在職期間が6箇月未満の場合にあっては、本文に規定する額に、その者の在職期間の次

の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額をもって期末手当の額とする。

(1) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(2) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(3) 3箇月未満 100分の30

4 報酬等の支給については、この規程に定めるもののほか、職員の例による。

(報酬等の支給方法)

第5条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬及び通勤手当 毎月21日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

(2) 期末手当 毎年6月30日及び12月10日(その日が日曜日、休日又は土曜日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い日曜日、休日又は土曜日でない日)

2 評議員に対する報酬は、評議員会等に出席した都度、支給する。

3 非常勤の理事及び監事に対する報酬は、理事会等に出席した都度、支給する。

4 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人から申し出があったときは、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

5 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第6条 会社は、評議員、理事及び監事とその職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求があった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

2 評議員、理事及び監事が評議員会、理事会及び監事監査等に出席する場合には、旅費を支払うことができるものとする。

(公表)

第7条 会社は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行うものとする。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人

の設立の登記の日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月13日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年8月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月28日から施行する。

別表第1（第4条関係）

常勤の理事に対する月額報酬は、その役職に応じて、月額350,000円以内で理事長が理事会の承認を得て定める。